

# 事務所通信

平成24年秋号

こんにちは、立川です。  
いつも、ありがとうございます。

9月の中ごろ、突然、親不知の歯が腫れてしまいました。

最初の診療の時には、3日分の飲み薬と、うがい薬を処方されました。薬局で薬をいただき、2日間は、毎食ごとに薬を飲みました。

これだけきちんと薬を飲んだのは、10年ぶりです。

今は、すっかり腫れもひき、痛みもありません。

「噛むことができる」ということは、ほんとうにありがたいことです。

本来なら、歯が痛くなる前に、歯医者さんでみてもらうのがベストですね。

もちろん、税務で痛い目に合う前に、立川会計事務所で必ずご相談くださいませ。

## まず、復興所得税についてです。

平成25年1月1日以降の支払から、源泉徴収税額、源泉徴収税率が変更になります。

1. 給与、賞与の源泉徴収税額表は、平成25年分から変わります。  
給与計算の際には、新しい税額表で、源泉徴収金額を出して下さい。
2. 弁護士報酬、デザイナー報酬、税理士報酬などの税率が、原則「10%」から、「10、21%」に変わります。  
また、1回の支払金額が100万円を超える場合のその超える部分が、「20%」から「20、42%」に変わります。
3. 社債（私募債）の支払利息の税率が、「15%」から「15、315%」に変わります。（住民税分は、従来通り5%で変更ございません。）
4. 上場株式の配当の税率も、「7%」から「7、147%」に変わります。（住民税分は、従来通り3%で変更ございません。）

こんな税率、勘弁してほしいと思うのは、私だけではないと思います。

当初は、混乱すると思いますので、検算などをさせていただきます。どうぞ、遠慮なくおっしゃってくださいませ。

1円未満の端数は、切り捨てで問題ございません。

今回は、**預金を生前贈与する場合の留意点**について、お話をさせていただきます。

まず、「贈与」とは何でしょうか？

「贈与」とは、契約のひとつです。

契約である以上、「あげます」「もらいます、ありがとう」という意思がお互いに必要です。

そして、贈与契約では、登場人物が2人います。

あげた人が、「贈与者」で、もらった人が「受贈者」となります。

## **1. 贈与契約書の作成と、振込**

贈与は口頭による場合でも成立します。贈与契約書の作成は、贈与の成立のために絶対に必要なものではありません。しかし、贈与日、贈与者、受贈者、贈与財産を正確にお互い自筆で書面に残しておくことは、とても重要なことです。

そして、贈与契約書が作成されていたとしても、その内容が実行されない場合には贈与の真実の成立そのものに疑義が生じることになってしまいます。

そこで、預金の贈与であれば、贈与者が、受贈者の銀行預金通帳に振込むことが、ベストです。この場合には、贈与者には振込票、受贈者には預金通帳に入金の印字がされますので、贈与資金が実際に移動した証拠になるのです。

## **2. 管理支配と、たまには使うということ**

受贈者が、振込を受けた受贈者名義の銀行預金口座の通帳は、受贈者本人の印鑑を届出印として作成されたものであることが必要です。そして、その通帳、カードは、受贈者本人が、管理支配していると認められることが必要です。

さらに、受贈者が贈与者から贈与を受けた預金等について、その贈与後は、受贈者に自由な使用収益権の行使が保障されていることが必要です。

一言でいうと、振込でもらった預金から、たまにはおろして使うということが、自由な使用収益権の行使の保障ということなのです。

つまり、たとえ贈与契約書が作成されて資金の移動がなされたとしても、受贈者が使用収益権を確保していない場合には、贈与は成立していないものと考えられますので、注意が必要です。

以上のように、上記1と2という事実がセットとなって、はじめて贈与契約が客観的に成立するのです。



最後に、贈与税がいくらかかるか、についてです。

贈与税は、受贈者つまり、もらった人にかかる税金です。

そして、その年中に贈与を受けた財産の価格から110万円を控除した課税価格に、下記の速算表で贈与税は計算されます。

**【贈与税の速算表】**

基礎控除後の課税価格	税率 (%)	控除額 (万円)	基礎控除後の課税価格	税率 (%)	控除額 (万円)
200 万円以下	10	—	600 万円以下	30	65
300 〃	15	10	1,000 〃	40	125
400 〃	20	25	1,000 万円超	50	225

たとえば、その年中に贈与を受けた財産の合計が500万円であったとします。この時の贈与税は、次の計算プロセスのとおり、53万円になります。

$$500 \text{ 万円} - 110 \text{ 万円} = 390 \text{ 万円}$$

$$390 \text{ 万円} \times 20\% - 25 \text{ 万円} = 53 \text{ 万円} \quad (\text{上記速算表にあてはめます})$$

自社株式の贈与、不動産の贈与についても考え方は一緒です。

自社株式の贈与、不動産の贈与については、個別にご相談させていただきます。

(代 表 立 川 勝 一)